

暮らし

ID 1006293
バンバ出張所・
パスポートセンターの
業務を休止します

電気設備の法定点検のため、バンバ田とパスポートセンター（馬場通り4丁目・うつのみや表参道スクエア5階）のほとんどの業務を休止します。

▼期日 8月3日（土）。

▼その他 詳しくは、バンバ田 ☎（616）1542、パスポートセンター ☎（616）1544へ。

ID 1036069
国外転出者向け
マイナンバーカードの
申請などについて

すでにマイナンバーカードを持つている日本人が、国外転出後もマイナンバーカードを利用する場合は、転出する日の前日までにカードの継続利用の手続きが必要です。国外への転出届を提出する際は、マイナンバーカードをお持ちください。申請方法など、詳しくは、マイナンバーカード総合サイト [HP URL2](https://www.mynumber.go.jp/) をご覧ください。また、現在マイナンバーカード

を持っていない国外在住者（平成27年10月5日以降に国外転出をしている人に限る）もマイナンバーカードを申請することができます。申請を希望する人は、本籍地市区町村または在外公館、一時帰国時の滞在先などの市区町村に届け出が必要です。

問 市民課 ☎（632）2271

ID 1036332
都市計画の素案を
自由に見ることが出来ます

都市計画の素案 宇都宮都市計画生産緑地地区の変更。

縦覧

▼期間 8月5～19日（土・日曜日、祝休日を除く）。
▼場所 都市計画課（市役所11階）。
▼公聴会
▼日時 9月6日（金）午後6時～。
▼会場 市役所11A会議室。
▼その他 この素案に意見がある人は、縦覧期間中、公聴会で公述人となる意思の有無を明記し、直接または郵送で、〒320-8540 市役所都市計画課へ、市長宛てに意見申出書を提出することができます。なお、公述希望者がいない場合、公聴会は開催しません。

問 都市計画課 ☎（632）2565

令和5年度
航空機騒音測定結果

問 環境保全課 ☎（632）2420

ID 1026549

本市では、宇都宮飛行場（陸上自衛隊北宇都宮駐屯地内）周辺の航空機騒音を定期的に調査しています。

▼住宅防音工事対象区域の指定基準 62dB。

住宅防音工事対象区域内 単位：dB（Lden※）

測定地点	測定結果	測定期間
若松原1丁目地内	55.6	365日
江曾島町地内	54.9	
若松原1丁目地内	52.0	28日間×年4回
江曾島本町地内	50.2	

住宅防音工事対象区域外 単位：dB（Lden※）

測定地点	測定結果	測定期間
江曾島本町地内	48.2	14日間×年1回
陽南3丁目地内	46.9	
雀の宮4丁目地内	49.8	
若松原2丁目地内	53.5	
陽南2丁目地内	45.0	
陽南2丁目地内	49.8	
若松原2丁目地内	51.4	
若松原2丁目地内	49.3	

※航空機の騒音について、聞こえ始めから聞こえ終わりの間の、人が受ける騒音エネルギーを測定・評価する指標。地上騒音（航空機が誘導路上を移動する際の騒音）なども対象。

申請期限は8月30日まで

宇都宮市低所得世帯に対する
重点支援給付金（令和5年度こども加算分）の
申請はお済みですか

問 市重点支援給付金コールセンター ☎0120（375）787

ID 1035807

▼対象世帯 基準日（令和5年12月1日）時点で、本市に住民登録があり、世帯全員が、「令和5年度住民税非課税者」または「令和5年度住民税均等割のみ課税者」である世帯。ただし、令和5年度住民税均等割が課税されている人の扶養親族などのみで構成される世帯を除く。

▼対象となる児童 ①～③のいずれかに該当する児童。
①基準日において対象世帯の世帯主と同一世帯の18歳以下の児童（平成17年4月2日～令和5年12月1日に生まれた児童）
②令和5年12月2日以降に対象世帯に出生した児童
③基準日において対象世帯と別世帯であるが、対象世帯の世帯主と生計が同一である児童（単身で寮で生活している児童など）。

▼支給額 児童1人当たり5万円。

▼申請期限 8月30日。

▼その他 基準日以降に対象世帯に児童が生まれた場合や、DVなどの事情により本市で生活している世帯などで対象となる児童がいる場合など、受給のために申請が必要な場合があります。申請の方法など、詳しくは、市HPをご覧ください。重点支援給付金コールセンターへお問い合わせください。

暮らし

市文化会館

事業懇談会委員
を募集します

▼任期 10月～令和8年9月。

▼内容 年1回程度開催する懇談会に出席し、意見を述べる。

▼対象 令和6年10月1日現在、市内に1年以上在住の20歳以上の人で、文化芸術事業に強い関心を持ち、意見を述べるができる人。

▼その他 申込方法など、詳しくは、市文化会館HPををご覧ください。

問 市文化会館 ☎(636) 2121、文化都市推進課 ☎(632) 2767

全国家計構造調査に
ご協力ください

家計における消費、所得、資産および負債の状況を調べるため、「2024年全国家計構造調査」を実施します。

この調査から得られるデータは、年金や介護などの社会保障制度や税制の在り方などを検討するための基礎資料として利用される他、地方公共団体、民間の会社、研究所などでも幅広く利用されます。

す。

調査区に指定されたすべての世帯に、身分証を携帯した調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

なお、調査した内容は、統計を作るためのみに使用し、その他の目的に使用されることはありません。

▼調査期間 8月上旬～12月上旬。

▼調査対象 総務省が定める方法により抽出した約260世帯。

問 市政研究センター ☎(632) 2123

お盆期間に

ID 1014469
北山霊園・東の杜公園で
無料タクシーが巡回・送迎

1 北山霊園(岩本町)

▼日時 8月13・16日 午後1時～4時、8月14・15日 午前8時～午後4時。

▼内容 タクシーが、園内10カ所程度の乗降場を巡回。

2 東の杜公園(氷室町)

▼日時 8月13・16日、午前8時30分～午後4時。

▼内容 タクシーが、中台バス停の到着時間(JR宇都宮駅西口から芳賀方面行き)に合わせて、バス停と園内数カ所の乗降場を往復。

バス到着時間は、関東自動車HP URL3

＼8月10日は道の日／

安全で安心な道路への3つのポイント

問 道路管理課 ☎(632) 2527

道路の危険な箇所を早期に発見・修繕し、安全で安心な道路づくりに努めています。

1 道路の危険箇所を見つけたらご連絡を 道路の穴など、危険な箇所を見つけた場合は、市民通報システム「宮ココ」URL2に必要事項を入力するか、電話またはファクス(危険箇所・現場の状況・氏名・電話番号を明記)で、道路保全課 ☎(632) 2520、FAX(639) 0626または都市基盤保全センター ☎(661) 0057、FAX(664) 0004へ。

2 道路に無断で物を置くのはダメ 置き看板など、道路に物を設置する時は、上空・地下を含め、事前に道路管理者の許可が必要です(※1・2)。



▲道路の穴

3 乗り入れブロックを置くのはダメ 車道からの乗り入れのために、道路上に乗り入れブロックを置くと、歩行者などの転倒事故の原因になり危険です。また、雨水の流れを妨げ、路面冠水の原因にもなります。段差をなくすためには、歩道や縁石の切り下げ工事を自己負担で行うことができます。

※1 道路法の規定に違反して道路に物件を置いた場合、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金が科せられることがあります。また、設置された物件が原因で事故が発生した場合、設置した人の責任が問われることがあります。

※2 道路を占有できる物件などは、道路法に規定された物に限ります。



乗り入れブロック

認定市道の未登記道路整理事業に
ご協力ください

ID 1006148

未登記道路とは、本市が認定している道路(認定市道)に残った個人名義の土地をいいます(下の図参照)。

本市では、皆さんにご協力いただき、未登記道路部分を解消する事業を行っています。

道路敷地を市に寄付していただくことにより、土地の境界が明確になり、その後の土地取引などにおいて財産を適正に管理することができます。

なお、測量や登記に必要な費用は、本市が負担します。詳しくは、市HPをご覧ください。道路管理課へ。



市民活動助成金交付団体が決定しました

問 みんなでまちづくり課 ☎ (632) 2886

ID 1006191

本市では、市民の皆さんからの寄附などを積み立てている「市民活動助成基金」を活用し、公益的な活動を行っている市民活動団体に対して、助成金を交付し支援しています。今年度の助成金交付団体が決定しました。

■スタート支援

▼宇都宮パフォーマンス育成実行委員会▼とちぎ夢給食プロジェクト▼寄り添う介護サービス社が幸▼とちぎ自主夜間中学▼HARU for me▼サロンむらいの保健室▼チームネクスト▼宇工高スカイベリージャムチーム▼群雀 MURASUZUME。

■ステップアップ支援

▼大谷商工観光協力会▼栃木DARC▼軽音楽ボランティア ファミリー▼ひとつの花▼栃木蘇生教育協会▼シニア生まれ変わりPJ 会いてイ(IT) なかまの会▼癒しのマルシェ実行委員会▼トチギSSK (トチギ障がい者スポーツ交流会)▼WAKUWAKUのタネ▼うつのみやジュニアジャズオーケストラ▼愉快なわれらの会。

■連携支援

▼徳次郎石研究会▼TABUWATA。

■その他

交付団体の活動について、詳しくは、市HPをご覧ください。

ご確認ください。

■その他

▼霊園内への車両乗り入れを規制するものではありません。

▼「無料巡回・送迎」の表示を確認してご利用ください。

問 生活安心課 ☎ (632) 2866

原爆・戦争犠牲者の冥福と世界の恒久平和の実現を

昭和20年、広島市と長崎市に原爆弾が投下され、20数万人の尊い命が失われました。また、先の大戦で310万人が亡くなりました。戦後79年を迎えます。原爆死没者・戦争犠牲者のご冥福と世界の

恒久平和の実現を祈念し、家庭や職場で黙とうを捧げましょう。

▼日時 広島原爆被爆日 8月6日(火) 午前8時15分、長崎原爆被爆日 8月9日(金) 午前11時2分、終戦記念日 8月15日(木) 正午。各1分間。

問 保健福祉総務課 ☎ (632) 2919

「手続き判定ナビ」のサービス開始について

大切な人を亡くされた皆さんに、市役所などで必要な手続きをスマートフォンやパソコンなどで簡単に調べていただけるよう、8月1

日からおくやみに関する「手続き判定ナビ」のサービスを開始しました。

「手続き判定ナビ」では、簡単な質問に「はい」、「いいえ」で答えていただくだけで、必要な手続きや窓口、持ち物などを確認することができます。ぜひご利用ください。



▲電子申請共通システムURL4

問 市民課 ☎ (632) 2263

住まい

市営住宅の入居者8月の募集

受付日時 8月7日まで、午前

8時30分～午後6時。

▼受付会場 宇都宮市営住宅管理センター(中央1丁目・東急コミュニケーション)。

▼抽選会 8月9日(金)。

▼その他 募集住宅や入居申込資格・方法など、詳しくは、宇都宮市営住宅管理センター、住宅政策課(市役所9階)、各區・団などに置いてある「入居申込案内」市営住宅入居者募集」をご覧ください。

問 宇都宮市営住宅管理センター政策課 ☎ (632) 2555 (78) 8861、住宅



▲市HP

『令和6年度宇都宮市総合防災訓練』を実施します

ID 1036254



問 危機管理課 ☎ (632) 2053

災害による被害を最小限に抑えるため、自主防災会や防災関係団体が訓練を通じて連携を強化するとともに、市民の皆さんの防災意識の高揚を図ることを目的として、「総合防災訓練」を実施します。

ぜひ、訓練会場にお越しください。

▼日時 8月24日(土) 午前7時～10時(実動訓練は午前9時終了予定)。
▼会場 宇都宮城址公園。
▼内容 各種実践的な訓練の実施、非常食の無料配布、防災に関するさまざまな展示、救命体験やVR防災体験車の体験コーナー。
▼その他 旭中学校(天神1丁目)校庭を駐車場として開放します。駐車台数に限りがありますので、乗り合わせや公共交通機関などの利用をお願いします。

住まい

ID 1026689

市営霊園の
利用者を募集

▼場所 聖山公園（上
欠町・返還区画）。

▼種別 第4種（4
㎡）。

▼募集区画 13区画。

▼使用料 19万円。

▼抽選日時 9月2日（月）午後
2時。

▼抽選場所 聖山公園管理事務所。

▼対象 次のすべてに該当する
人。①市内に引き続き6カ月以上
住民登録している②埋蔵すべき焼
骨がある③使用できる墓を持って
いない。

ただし、遠方の墓を整理する場
合は可。

▼申込期限 8月20日。

▼申込方法 聖山公園管理事務所、
生活安心課（市役所2階）、各区
・団に置いてある申込用紙（市HP
からも取り出し可）に必要事項を
書き、添付書類をお持ちの上、直
接、聖山公園管理事務所へ。

土・日曜日、祝休日にも受け付け
ます。

▼その他 必要書類など、詳しく

は、生活安心課または聖山公園管
理事務所、各区・団に置いてある
「申込みの手引」（市HPからも閲覧
可）をご覧ください。

なお、以前に市営霊園の抽選に
外れた人は添付書類を省略できる
ことがあります。

また、北山霊園、上河内東山霊
園、河内北霊園、東の杜公園は、
随時、申し込みを受け付けていま
す。

▼生活安心課 ☎（632）2819

水道メーターの
取り替えに
ご協力ください

対象者には事前に
はがきで通知します。
取り替えは無料で、
後日、契約した事業
者が自宅や事業所などに伺いま
す。当日は、メーターボックス周
辺に物を置かないようご協力くだ
さい。

なお、事業者は身分証と腕章を
身に着けていますので、ご確認く
ださい。

▼期間 8月19日～令和7年1月
20日。

▼工事受付センター ☎（633）316

ID 1004932

あなたの周りの
外国人市民に
伝えてください

外国人市民向けの情報

▼多文化共生推進課 ☎028(616)1567
（馬場通り4丁目1-1、うつのみや表参道スクエア5階）

■「UTSUNOMIYA CITY Global Site」を使おう！
宇都宮市での生活に役立つ情報はすべてここから！7言語で見ることができます。

・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タイ語
・中国語・英語・韓国語



UTSUNOMIYA
CITY Global
Site URL1

■外国人市民に便利なSNSを紹介！

外国人市民向けにタイムリーな情報をやさしい日本語と英語で発信しています。



Living
Information in
Utsunomiya URL2



市国際交流協会
(UCIA) URL3

■窓口が多言語翻訳タブレットがあります(32言語)

職員に「使いたい」と言ってください。
各窓口に置いてあります。

▼デジタル政策課 ☎028(632)2094

ここで
使えます

総合案内・市民課・生活福祉課（市役所1階）、
税制課・子ども支援課（市役所2階）、国際交
流プラザ、駅東出張所、パンパ出張所、雀宮
地区市民センターなど。

▼窓口に来てください！

ID 1024787



市HP「多言語翻訳タ
ブレット設置場所」

■日本語を学んでみませんか？

▼費用 1カ月1,000円。

▼申込 電話またはEメールで、市国際交流協会（UCIA）

☎028(616)1870、✉ucia@ucia.or.jpへ。



日本語教室
URL4

外国人市民のための日本語教室

場 所	曜日	時 間	休 日
国際交流プラザ	月	13:30～15:30	8/12
	火	13:30～15:30（上級）	8/13
	水	①10:00～12:00②13:30～15:30	8/14
	土	13:30～15:30	8/10・17
	日	10:00～12:00（小学校高学年・中高生対象） 13:30～15:30	8/11
緑川地区市民センター（西川田町）	火	①10:00～12:00②18:30～20:30	8/13
市総合福祉センター（中央1丁目）	木	18:00～20:00	8/15
北生涯学習センター（若草3丁目）	土	18:30～20:30	8/17

■困ったことがあれば相談してください

外国人市民のための総合相談
国際交流プラザ ☎028(616)1564



場 所	国際交流プラザ ☎028(616)1564	外国人市民相談コーナー （市役所2階）※ ☎028(632)2834
時 間	15:00～18:00	9:00～12:00 14:00～17:00
ポルトガル語	月曜日	木曜日
スペイン語	第4日曜日	第2木曜日
ベトナム語	第1・3月曜日	第2木曜日
中 国 語	火曜日	第2木曜日
タ イ 語	水曜日	第1木曜日
英 語	金曜日	第3木曜日

※ 木曜日が祝休日のときは、次の週の木曜日